

「京都市幼保小架け橋シンポジウム」運営業務委託仕様書

1 件名 「京都市幼保小架け橋シンポジウム」運営業務（以下「本業務」という。）

2 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 委託金額の上限 金1,800,000円

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

※本業務の実施に係る費用は、全て、上記委託金額の範囲内とする。

4 事業概要

令和4年～6年度の3年間、文部科学省からの委託を受けて研究指定校を中心に組み立てた「幼保小の架け橋プログラム」の成果報告会に位置づけ、研究・実践の成果等を京都市内外に発信するとともに、令和7年度から、各校園所の状況に応じて、子どもの姿を中心として語り合う幼保小のコミュニティーを構築するなど、全市立小学校で就学前施設との連携・接続の取組を推進し、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）の教育・保育の質の向上を図っていく機運を高めるため、「京都市幼保小架け橋シンポジウム」を実施する。

(1) 開催日時 令和7年2月14日（金）

【分科会】午前9時頃～正午頃

【全体会】13時40分～17時 ※開場 12時30分

(2) 会場 ロームシアター京都 サウスホール ほか

※午前中に分科会を別会場で実施する。

(3) 主催 京都市、京都市教育委員会、京都市架け橋会議

(4) 募集人数（定員） 700名

※事前申込制・先着順

※募集期間（予定）令和6年12月頃～令和7年1月頃

（令和6年11月中旬に案内を各所に送付し、申込受付予定）

(5) 対象者 京都市内の小学校・就学前施設の教職員、市内外の教育関係者等

(6) 参加費 無料

(7) 内容

- 本市の「幼保小の架け橋プログラム」取組概要報告
- 研究指定校園の実践発表
- 有識者や参画団体の代表等によるパネルディスカッション
- 基調講演

※当日会場からシンポジウムの様子をオンライン配信する。

※シンポジウムを録画した動画を後日オンデマンド配信する。

5 委託業務の内容

(1) 運營業務

ア 分科会及び全体会のシンポジウム参加希望者の事前受付（オンライン配信の申込を含む）

- ・申込フォームの作成（インターネットによる申込み）
- ・申込受付（先着順、定員に達し次第、締め切ること）
- ・受付メールの配信
- ・申込結果をデータで本市に提出
- ・当日受付用名簿の作成

イ 運営に関する事前準備

- ・運営に必要なマニュアルや台本の作成及び本市との事前調整
- ・運営スタッフ、専門スタッフ等の手配
- ・配布資料の袋詰め作業（シンポジウム当日の作業可）
- ・入口看板（W900mm×H1800mm・足つき）の作成・設置
- ・登壇者用氏名垂れ幕の作成、設置

ウ 委託業務の遂行に必要な物品の手配、搬入・搬出

エ シンポジウムの全体進行等

- ・当日責任者を設置し、全体の進行管理等を行う。

オ 当日受付等

- ・申込状況、運営体制により5名～10名程度の人員を配置
- ・当日の受付、客席（自由席）への誘導等を本市職員と協力して行う。

カ オンライン配信

- ・配信プラットフォーム（Youtube等）の手配、配信設定、必要機材の手配、必要人員（カメラマン、配信スタッフ等）の手配、会場との連絡調整等を含むシンポジウムのインターネット配信に係る業務全般

キ オンデマンド配信用の動画撮影・編集

(2) 実施報告書作成業務（文部科学省提出用）

- ・業務終了後、速やかに実施報告書（経費支出状況が分かる資料及びその根拠書類）を作成し令和7年3月7日（金）までに本市に提出すること。
- ・実施報告書の作成にあたっては、本市担当者と協議すること。
- ・本市に実施報告書を提出後、不備がある場合は、修正や追加書類の提出等、適切に対応すること。

(3) その他業務

- ・委託業務の遂行に必要な進捗管理、連絡調整、人員確保

6 業務実施体制

- ・本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- ・本業務の進捗を管理する責任者を明確にしておくこと。

7 再委託の禁止

受託者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ文書により本市が認めた場合はこの限りではない。

8 その他留意事項

- ・京都市教育委員会学校指導課の担当者との連絡を密にして業務に当たること。
- ・本業務に際し、この仕様書に基づくほか、京都市契約事務規則並びに関係法令、条例等を遵守するとともに、京都市の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に行うこと。
- ・委託で得られた成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、京都市に帰属する。
- ・業務の遂行に当たり安全の確保には万全を期すとともに、万が一事故その他の異常発生時においては、速やかにその旨を京都市に報告するとともに、適切な措置を講ずること。

- ・業務の遂行に当たり、受託者の責により第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。
- ・業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりしてはならない。
- ・個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例を遵守すること。
- ・本仕様書に定めがない事項やその他調整を要する事項については、京都市教育委員会学校指導課の担当者と協議し、その指示に従うこと。